

# 再生可能エネルギー発電設備設置事業の届出について

平成29年4月1日から「足利市自然環境、景観等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例」が施行され、1,000平方メートル以上の再生可能エネルギー発電設備の設置事業（以下「設置事業」という。）を行う場合は、着手日の30日前までに市長に届け出なければなりません。

届出にあたっては、下記の事項に留意して手続きを進めてください。

## 1 事業の周知

着手前に近隣住民及び該当自治会等に対して、事業の周知を図り、理解を得るよう努めてください。

## 2 関係法令との調整

事業区域に関する関係法令等との調整を行ってください。主な関係法令は下記のとおりですが、他にも必要な関係法令等がある場合も調整してください。

《関係法令による指定区域等》	
① 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	栃木県安足土木事務所
② 宅地造成工事規制区域	都市計画課（本庁舎5階）
③ 砂防指定地	栃木県安足土木事務所
④ 河川区域及び河川保全区域	国土交通省渡良瀬川河川事務所、栃木県安足土木事務所
⑤ 風致地区	都市計画課（本庁舎5階）
⑥ 鳥獣保護区及び特別保護地区	農林整備課（別館3階）
⑦ 史跡、名勝、天然記念物等	文化課（教育庁舎1階）
⑧ 県立自然公園	農林整備課（別館3階）
《関係法令による手続き》	
① 農地転用許可	農業委員会（本庁舎2階）
② 伐採届	農林整備課（別館3階）

③ 土砂の埋立て許可 環境政策課（本庁舎 2 階）
④ 排水接続許可、道路占用許可、道路工事承認、法定外公共物使用許可等 道路河川保全課（本庁舎 5 階）
⑤ 文化財包蔵地 文化課（教育庁舎 1 階）

### 3 設置事業の届出等

設置事業届出書（様式第 1 号）に次の図書を添えて、提出してください。

《設置事業届出書（様式第 1 号）に添付する図書等》	
① 位置図	<input type="checkbox"/> 申請地を着色（赤色） <input type="checkbox"/> 縮尺は 25,000 分の 1 以上
② 区域図	<input type="checkbox"/> 申請地を着色（赤色） <input type="checkbox"/> 縮尺は 2,500 分の 1 以上
③ 事業区域内の土地に係る登記事項証明書	<input type="checkbox"/> 発行後 3 か月以内のもの
④ 事業区域内の土地に係る土地所有者一覧表（様式第 2 号）	
⑤ 事業区域内の土地に係る公図	<input type="checkbox"/> 事業区域を着色（赤枠） <input type="checkbox"/> 事業区域及び周辺地の地目を記入 <input type="checkbox"/> 備付場所を表示 <input type="checkbox"/> 転写年月日、作成者の表示、押印
⑥ 土地利用計画平面図	<input type="checkbox"/> 縮尺は 1,000 分の 1 以上 <input type="checkbox"/> 作成者の表示、押印
⑦ 造成計画平面図及び断面図	<input type="checkbox"/> 縮尺は 1,000 分の 1 以上 <input type="checkbox"/> 作成者の表示、押印
⑧ 再生可能エネルギー発電設備の構造図	
⑨ 事業区域内に設置する工作物の構造図	
⑩ 市長が必要と認める図書	

### 4 設置事業の変更の届出等

届出した後、内容に変更が生じた場合は、設置事業変更届出書（様式第 3 号）に変更の内容が確認できる図書を添えて、提出してください。

お問い合わせ先  
都市計画課 開発指導担当  
☎ 0284 - 20 - 2168